

随意契約理由書

件名	東部在宅障害者福祉センターエレベーター改修工事	
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号	
随意契約の理由 本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエレベーター2基の改修工事である。 対象のエレベーターは平成5年度の施設の竣工当初から運用されているため、設置から33年経過しており、メーカーの推奨する更新年を迎え、故障リスクが高まっているため、予防保全の観点から大規模改修を行う。 本工事は、劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用し、部分更新を行うことで、作業による昇降機停止期間を極力短縮し、施設運用に与える影響を最小限にする。 流用する部位は、三方枠等であるが、エレベーターを円滑に作動させるためには、改修部位と既設部位との機械的整合が重要であり、性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能であるため、随意契約を締結する。		
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局設備課電気係	(電話番号 078-595-6599)